

## ◇ 男鹿市賃借料情報 ◇

農地法の改正に伴い、これまでの標準小作料制度が廃止されたことから、これに代わるものとして、農地の賃借の実勢価格情報を提供いたします。

なお、賃貸料及び土地改良区の水利費負担については、貸人、借人相互で話し合いの上、お決め下さい。

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料の水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

令和5年2月1日

男鹿市農業委員会

### 【 田(水稻) 】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
船越地区	11,836 円	20,000 円	7,770 円	118
脇本地区	13,574 円	20,000 円	10,000 円	266
五里合地区	12,900 円	15,000 円	11,100 円	13
船川港地区	13,856 円	16,650 円	8,000 円	42
男鹿中地区	9,817 円	16,000 円	5,400 円	33
北浦地区	6,184 円	6,660 円	5,550 円	7
若美南部地区 (払戸地区～福川地区)	13,007 円	20,000 円	11,100 円	381
若美中央・北部地区 (角間崎地区～野石地区)	13,884 円	16,650 円	10,000 円	59
(参考)男鹿市平均	12,908 円	/		959 件

※ データ数は、集計に用いた筆数である。

※ 「(参考)男鹿市平均」は、データ数による加重平均の値である。

※ 令和4年産あきたこまちJA概算金価格:11,100円/60kgで計算。

詳細については、農業委員会事務局にお問い合わせください。